

ニュースレター vol.12

CONTENTS

- > もう一度「安心・自信・自由」を
- > 事務所の感染防止策について
- > つながる・ひろがる
子どもとツナガル～弁護士プロジェクト～
- > 暮らしの法律～ 民事信託って? ～
- > 電話相談を実施しました
- > たいとう弁護士だより
- > 事務局つうしん



発行 法律事務所たいとう 2020年07月15日

もう一度 「安心・自信・自由」を

今年の上半期は、1月に年初のご挨拶を申し上げたときには想像もしなかった日々となりました。

新型コロナウイルス感染への不安はもちろん、仕事を失くしたり収入が減ったりして「安心」がなくなる。外出できず、大切な人にも会えず、「自由」がなくなる。そして、ストレスから他人を傷つけてしまったり、傷つけられたりして「自信」がなくなる…。

そのような中、法律事務所たいとうでは無料電話相談を実施したほか、今だからできる方法を工夫して、弁護士会や地区法曹会の仲間たちと共に、大人たち・子どもたちの困りごとを聴き、支援してきました。

振り返れば、コロナ禍が深刻化する前の2月の事務所会議では、所員全員で『カモメになったペンギン』（ジョン・P・コッター著）をもとに、事務所の在り方について語り合い、法律事務所も状況に応

じて“変革”していかなければならないという認識を共有したところでした。「直接会えないならオンラインで!」と考えてオンライン面談を始めましたが、それによってこれまで事務所に来られなかった方ともお会いできるという、新しい発見もありました。

また、こんなときだからこそ、私たちが大切にしたいことや、仲間のありがたさを、再確認することもできました。

ウィズコロナの時代に私たちに何ができるのか、所員一同、皆様といっしょに「安心・自信・自由」を取り戻す挑戦を続けていきたいと思えます。どんなことでも、一人で抱え込まずにご相談ください。

2020年 盛夏



弁護士 清水 洋
弁護士 佐藤 香代
弁護士 生駒 真菜
弁護士 吉川 由里
弁護士 上柳 和貴

法律相談のご案内

法律相談料 60分 5,500円(税込)
その後、30分延長につき、3,300円(税込)

＊まずは、お電話03-5829-4652にてご予約ください。
＊夜間・休日・出張相談も、対応可能ですので、ご相談ください。
＊法テラスの援助制度もご利用いただけます。

お問い合わせ

TEL 03-5829-4652(代表)
FAX 03-5829-4653

平日 午前9:30～午後5:30(土・日・祝・祭日を除く)

MAIL info@lo-taito.com

HP http://www.lo-taito.com

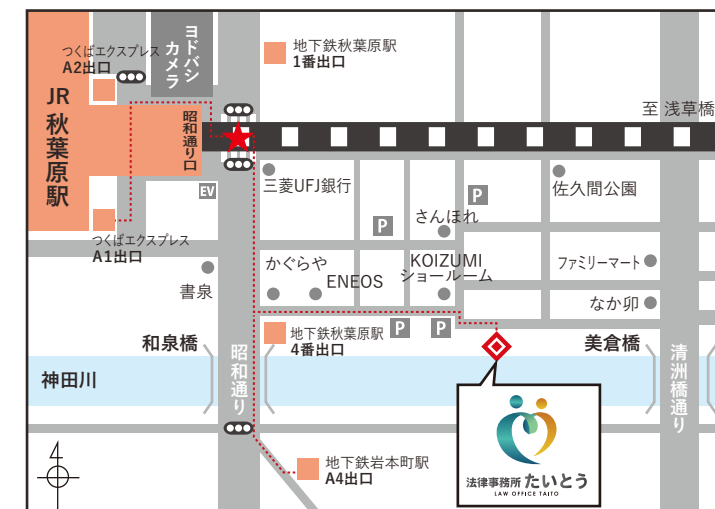
＊HPからもご相談の予約を受け付けております。

＊ニュースレターの送付停止をご希望の場合は、大変お手数ではございますが、お電話にてご連絡ください。

事務局つうしん

駅の構内に旅行や観光案内のポスターがまた貼られるようになりました。普段なら気づかない、いつもの日常のありがたみを感じました。家族、職場、仲間、健康を再認識し、大切にしようと思います。(事務局 真木内桃子)

アクセス



※JR秋葉原駅方面からお越しの際は、横断歩道が昭和通り口前(★印の地点)にしかありません。ご注意ください。



〒101-0026

東京都千代田区神田佐久間河岸78
第二阿部ビル2階

- ▶ 地下鉄日比谷線「秋葉原駅」4番出口より…徒歩3分
- ▶ つくばエクスプレス「秋葉原駅」A1・A2出口より…徒歩5分
- ▶ JR「秋葉原駅」昭和通り口より…徒歩5分
- ▶ JR・地下鉄都営新宿線「岩本町駅」A4出口より…徒歩5分
- ▶ JR・地下鉄都営浅草線「浅草橋駅」より…徒歩10分



事務所の 感染防止策について

皆様に安心してご来所・ご相談いただけるよう、下記の様な新型コロナウイルスに対する対策を徹底して行っております。

- ◆ 事務所入口に手指消毒用のアルコール設置
- ◆ 所内換気の徹底
- ◆ 飛沫感染対策のためスタンド付き透明アクリルパーテーションの設置
- ◆ ソーシャルディスタンスを確保したレイアウト
- ◆ 座席、テーブル、筆記具等をすべて除菌

そして、所員一同も、ご来所いただくお客様と同様にマスクの着用及び手指消毒をさせていただいております。

また、LINEやZoomによる相談・打合せも実施いたしております。



つながる 子どもとツナガル ひろがる ～弁護士プロジェクト～

学校は突然の休校、友だちにも会えない…

親からの虐待にこれまでなんとか耐えてきたけど、家にいる時間が増えてもう限界…

コロナがこわい、とにかく不安…などなど、コロナ禍下において、子どもたちの悩みはさまざまです。

他方で、いわゆる「非常時」には、大人たちもいっぱいになってしまい、どうしても子どもたちが置き去りにされてしまいます。

子どもたちの声を聴き、一緒に考え、そして子どもたちや子どもを支援する大人たちに情報を届け、支援につなげるために、弁護士有志によるプロジェクトを立ち上げました。

メールでの相談も受け付けています。

一人でも多くの子どものこの活動が届くように、ぜひご協力ください!



『子どもとツナガル～弁護士プロジェクト～』
https://note.com/kodomo_tsunagaru



くらしの法律

民事信託って？

最近、老後の財産管理の方法として、「民事信託」（「家族信託」）が注目されています。民事信託とは、自分の財産を他人に預けて（信託）、自分の目的に沿った管理や引き継ぎをしてもらうものです。

法定後見制度との違いや、民事信託を使えるケースについて、簡単に紹介します。

ここがポイント！民事信託と法定後見の違い

- ①民事信託は元気なうちに。法定後見は判断力が落ちてから。
- ②民事信託は自分で選ぶ。法定後見は裁判所が選ぶ。
- ③民事信託は積極的活用もできる。法定後見は現状維持。
- ④法定後見は全財産。
- ⑤法定後見は身上監護もできる。

民事信託は、信頼できる人＝受託者との間の契約で、自分の財産（一部でもよい）について、使い方や引き継ぎの方法を決めるものです。たとえばローンを組んで空き地にマンションを建てる、というリスクを伴う財産活用もできます。

法定後見は、財産を減らさないよう現状維持が基本で、裁判所が後見人を選び、裁判所に監督されます。

どんなときに使えるの？

私ももう年だが、子どもはしょうがいがある。私が死んだら、私の財産はまず子どもに引き継がせたいが、子どもが死んだら、残った財産はお世話になった施設に寄付したい。

高齢の夫婦で、子どもはいない。夫婦のどちらかが死んだら、残った方に財産を利用させたいが、夫婦のどちらも死んだときは、夫の財産は夫の親族に、妻の財産は妻の親族に、それぞれ引き継がせたい。

民事信託は、自分が死んだ後の財産の管理や引き継ぎ方法を決めることもできますが、財産の名義を、財産管理を頼む相手（受託者）の名義に変えてしまう制度ですので、裁判所の監督に代わる監督方法を考える必要があります。また、身上監護（例：施設入所契約）が必要な場合など、法定後見とセットで利用した方がよい場合もあります。

ご自分や家族の老後の財産管理にはどのような方法がよいか、迷ったときはぜひお気軽にご相談ください。

— 弁護士 生駒 真菜



電話相談を実施しました

リーガルホットラインたいとうの実施

当事務所では、緊急事態宣言発令中の4月8日から、同宣言が解除された5月25日までの間、無料電話相談「リーガルホットラインたいとう」を実施し、大きな反響がありました。

緊急事態宣言発令に伴い、市民生活へ深刻な影響を及ぼすことが明らかであるにもかかわらず、裁判所は一斉に期日を取消し、裁判手続きを通じた権利救済の途を閉ざし、弁護士会、法テラス、自治体等は法律相談業務を休止し、相談窓口が失われました。

そこで新たな試みとして、無料電話相談を実施しました。

失職後収入がなくなり家賃の支払いができなくなったとの相談では、「住宅確保給付金」を説明しました。同給付金は離職後2年以内に住居を失うおそれがある方などに、家賃を補助する制度です（上限があります）。緊急事態宣言発令に伴い、当面の間、適用要件が緩和されるなど、利用しやすくなっています。

相談者は、「早速給付金の申込みをしてみました。不安が和らぎました。」と喜ばれていました。

台東区法曹会による電話法律相談会の実施

当事務所の弁護士が所属している台東区法曹会において、6月4日、区民向け電話相談を実施し、上柳が参加しました。多くの方からの相談を受け、相談窓口を提供することの重要性を実感しました。

今後に向けて

これらの相談活動から、未曾有の新型コロナウイルス禍の影響により、多くの方がさまざまな不安を抱えながら生活されていることを痛感しました。

当事務所では、新型コロナウイルスの影響が残存する状況下において、引き続き皆様のご不安の解消に向けた多様な取り組みを展開していきます。どうぞご遠慮なくご相談ください。

— 弁護士 上柳 和貴



所属弁護士がお届けする

どう弁護士だより

「法律事務所たいとう」の

所属弁護士ってどんな人？

普段はなかなか見られない個性が

チラリと垣間見えるコーナーです。



チームで、 変化を乗り越える一年に

弁護士 佐藤 香代

新型コロナウイルスは、私たちの暮らしや仕事のあり方を大きく変えようとしています。「ピンチをチャンスに!」…できる人ばかりではありません。強制される変化は、多くの人にとって、大きな不安をもたらし、多大なエネルギーを奪うことでしょう。先の見えない時代の中で、時に足元を照らし、時に杖となり、「安心・自信・自由」を届け続けるために、学び、考えなくてはいけないことだらけです。チームたいとうは、不安も力に変えて、進み続けます。どうぞ、一緒にこの危機を乗り越えて参りましょう。



サルでも頭は下げる

弁護士 清水 洋

コロナ感染による緊急事態宣言下の自粛生活で、貴重な人生経験をした。マスクや消毒アルコール、果ては納豆まで店頭から消えたという。今では、値崩れしたマスクが街頭に山積みのまま。そんな渦中、「火事場泥棒」と詰られても、総理大臣は寵愛する高検検事長の定年延長に走った。SNSを活用した市民の告発で、結局「改正法案」は廃案となった。当の検事長は賭けマージャンで辞職。直後に、任命した懐刀の前法務大臣が夫婦揃って選挙買収で逮捕。「責任を痛感する」と頭を下げながら、何の責任も取らない総理の「謝罪」は続く。



コロナ禍の成年後見

弁護士 生駒 真菜

COVID-19は成年後見業務にも影響を及ぼしました。在宅のご本人には、生活費のお届けや生活状況確認のため訪問する必要がありますが、私から感染したなどということがあってはいけません。ご本人の生活維持と感染防止の両立が課題です。施設に入所しているご本人とは暫く面会中止でしたが、最近オンライン面会が始まりました。工夫してくれる施設には感謝しつつ、会話の弾みや握る手の温かさは、やはり直接面会ならではの気がします。以前のように交流できる日を心待ちにしながら、自身の健康管理にも気を付けていきます。

いっしょに生きていこう

弁護士 吉川 由里

親を亡くした子どもさんの未成年後見人をしていたのですが、先日ご本人が二十歳を迎えました。今後の生活を支える福祉の支援者の方々から、引継ぎの会議で、「生きているって楽しいこともあるじゃんと思ってほしい」「この地域でいっしょに生きていこうと伝えたい」…そんな想いをお聞きできて、胸が熱くなりました。

親を頼れない子どもたち・若者たちは、コロナ禍下で、ますます孤立しがちです。「いっしょに生きていこう」そう伝えられる大人でありたい、社会であってほしいと思います。



法律相談のかたち

弁護士 上柳 和貴

『人権の砦今こそ出番では』と、東京三弁護士会がコロナの影響により各種法律相談を休止したことに疑問が呈されている(4月10日東京新聞)。私は本年3月より「高齢者・障がい者の消費者被害電話・出張相談」の東京弁護士会・消費者委員会担当部長となった。同相談も休止中だが、この間、給付金、コロナの検査等を口実とした消費者被害が急増している現状に鑑みて、改めて弁護士の果たすべき役割を考えさせられた。今後、オンライン相談等を活用し一人でも多くの相談に対応したい。

